

水試ノート

飼育下における天然産稚ダコの成長について

タコ類は、その容形や動きの特異さなどで、昔から日本人に親しまれてきた水産生物の一つです。兵庫県内でも、明石といえばタコといわれるほど、明石海峡周辺漁場での漁獲物の中で重要な位置を占めています。特にマダコは、県内海で漁獲されるタコ類の漁獲量の約七〇八割を示す重要種といえます。

マダコは、夏季〜秋季にかけて産卵し、孵化後は約一カ月程度の浮遊生活を経て、底生生活にはいっていきま

すが、天然海域における漁獲対象サイズ以前の稚・幼ダコの成長や生態についての詳しい知見は少なく、あまりよくわかっていないのが実情です。

そのようななかで、よく漁業者の方から、タコは「梅雨の雨から、五月一日に、コンクリート水槽（一・八×〇・

か、「一潮で倍の大きくなる」ということを聞いたことがあります。これは五月六日の水温上昇期に稚ダコが急速に成長することのたとえだと思えますが、実際の成長の成長を確かめるか疑問が残ります。

そこで今回は、天然海域で得られたマダコの稚ダコを用いて飼育を試みましたので、その成長と摂餌の状況について簡単に紹介しま

第1表 稚ダコ飼育結果

期 間	5 / 1 - 5 / 16	5 / 16 - 6 / 1	6 / 1 - 6 / 15	6 / 15 - 7 / 2
給餌日数	15	16	14	18
尾 数	15→10	10→10	10→6	6→4
体重合計 (g)	69.3→97.8	97.8→217.6	217.6→361.4	361.4→839.9
増加重量 (g)	28.5	119.9	143.8	478.5
推定摂餌量 (g)	108.0	358.2	473.1	1920.2
増肉計数	3.8	3.0	3.3	4.0
日間摂餌率 (%)	8.6	14.2	11.7	18.8

九〇・二m、水深〇・二m、飼育水量四〇〇ℓ)を使用して飼育を開始しました。六月十五日には、稚ダコがかなり大きくなったのと、飼育密度を低くするために、やや大型のコンクリート水槽（一・八×一・八×〇・二m、飼育水量約七〇〇ℓ）へ移し、飼育を継続しました。

飼育餌料としては、五月前半は、水産試験場の排水路などで得た小型の二枚貝やカニ類を投餌し、五月後半は南二見沖で得られたカニ類、六月からは主にアサリを与えました。

また稚ダコの成長経過を知るために、約半月に一度、個別に体重を計測しました。飼育開始からの成長、投餌の経過を第一図および第一表に示しました。飼育開始時に十五尾い

た稚ダコも、飼育中の共喰いで七月一日には四尾で体重測定日、第一図では体重測定日の生残個体のうち、体重の大きな上位四尾の平均体重の値を用いました。結果は第一図から明らかなように、飼育開始の五月一日に平均体重一・一g、最大一・四g、三ヶ月間の成長は平均月後二・二〇g、最大二・七〇g、急速に成長しました。約二ヶ月の間に二十倍前後の大きさととなり、約半月ごとの成長は平均約二・二倍となりました。また第一表では、摂餌量の目安を知るために、日間平均摂餌率を求めてみました。飼育期間中の稚ダコのサイズにあった餌の量を十分に確保できなかったことから、日間平均摂餌率はかなりばら

ばらと、飼育中の共喰いで七月一日には四尾で体重測定日、第一図では体重測定日の生残個体のうち、体重の大きな上位四尾の平均体重の値を用いました。結果は第一図から明らかなように、飼育開始の五月一日に平均体重一・一g、最大一・四g、三ヶ月間の成長は平均月後二・二〇g、最大二・七〇g、急速に成長しました。約二ヶ月の間に二十倍前後の大きさととなり、約半月ごとの成長は平均約二・二倍となりました。また第一表では、摂餌量の目安を知るために、日間平均摂餌率を求めてみました。飼育期間中の稚ダコのサイズにあった餌の量を十分に確保できなかったことから、日間平均摂餌率はかなりば

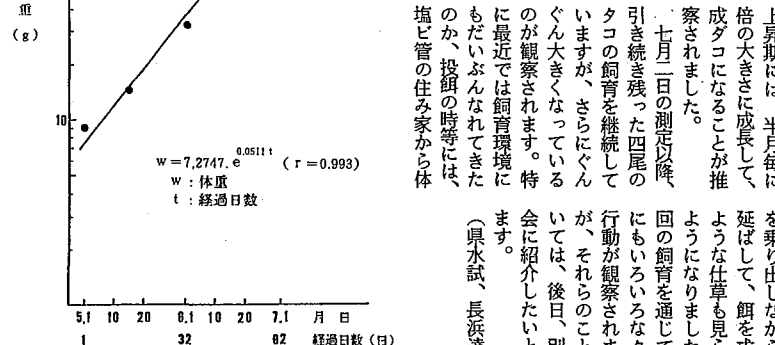


図1 稚ダコ飼育期間中の成長

海区漁業調整委員会だより

八月二十三日

兵庫県瀬戸内海海産物調整委員会委員協議会を県中央労働センターで開催

一、資源培養管理対策推進事業について

昭和六十三年度から始められている本事業の概要と調査事業の進捗状況等について県水産課から説明があり質疑応答がなされました。二、その他

(1)播磨灘における漁業上の各県海面及びさわ

八月二十四日

但馬海産物調整委員会委員協議会を但馬水産事務所会議室で開催

一、九州地区の委員会指示について

但馬地域の沿岸漁業と関係のある委員会指示の内容等について、事務局から報告と説明がなされました。二、ホテルイカ加工試験について

ホテルイカの煮熱、蒸気調味液漬け加工方法の試験結果について

但馬水産事務所試験研究室より報告がなされ、意見交換が行われました。

漁海況情報

平成二年八月 兵庫県立水産試験場

海況

明石海峡周辺 旬平均水温は上旬一四・四℃、中旬二五・四℃を示しており、平年に較べて上旬は〇・四℃低目、中旬は平年並である。

大阪湾西部・紀伊水道北部 八月二〇日の調査結果によると大阪湾の表層水温は二五・〇

〜二六・二℃の範囲にあり、平年に較べて〇・五℃程度高目である。また紀伊水道北部の表層水温は二二・五〜二

七・四℃の範囲にあり、平年に較べて一・五℃程度高目である。播磨灘 八月二三日に実施した調査の結果によると、表層水温は二五・二〜二八・五℃の範囲にあり、平年に較べて一・五℃程度高目である。

漁況 小型底曳網 明石海峡周辺を主漁場とする小型底曳網(ちんすず)では、マダコ、サルエビ、クルマエビ、アナゴな

どが主に漁獲されている。マダコの漁獲量は八月下旬になってやや減少したものの、先月に引き続き昨年同時期に較べてかなり多い。

二百〜三百g前後の小型のタコは今月も多く、豊漁と併せて単価がやや低くなっている。またクルマエビの漁獲量も昨年より多い傾向にある。板曳網ではアナゴ、エビ、マダコ、マダイなどが主に漁獲されており、こちらもマダコの漁獲はかなり多

い。一本釣・曳網釣 明石海峡周辺漁場及びその周辺海域では、タチウオ、マルアジ、ツバス、

きのある数値となり、上昇期には、半月毎に倍の大きさに成長して成ダコになることが推察されました。今回の飼育では、餌引き続き残った四尾の行動を観察されましたが、それらのことについては、後日、別の機会に紹介したいと思います。

(県水試、長浜達章)

漁業種類	隻数	主魚種	一隻 日平均		キロ単価(円)	備考
			漁獲量(kg)	前年比		
小型底曳網	8	ヨシエビ サルエビ 小エビ アカシタビラメ その他	2	1.0	4,000	エビ網
			2	2.0	1,600	
			20	2.0	300-600	
			6	1.5	1,300	
			2	2.0	800	
ハゲモチ	2	ウマズラハギ	8	1.0	7,000	吾智網
			40	0.6	2,500	
			20	0.6	1,000	
			2	0.6	800	
一本釣	72	タチウオ	18	0.5	500-700	まき餌
			8	0.6	2,800	
			20	0.7	2,500-3,000	
			11	5	400-500	
延縄	3	フグ	1		1,200	
			2		600	
刺網	3	クロダイ クジメ アイナメ イセエビ	1		2,000	
			2		5,000	
			1		800	
タコ壺	2	マダコ	80	2.0	755	

調査地と調査日(福良・8/28)
主漁場(鳴門海峡、紀伊水道北部)

税のしるべ

財産をもらったときは 年間60万円までは非課税!

個人から財産をもらったときには、もらった方に贈与税がかかります。しかし、会社など法人から財産をもらったときは、贈与税はかかりません。一時所得として所得税がかかります。ここでは、贈与税のあらましについてご説明しましょう。

贈与税のかかる財産

原則として、個人からもらった(贈与を受けた)すべての財産が贈与税の課税対象となります。また、個人から著し、低い価額で財産を譲り受けた場合や債務を免除してもらったり、肩代わりしてもらった場合なども経済的な利益を受けたものとみなされ、贈与税の課税対象となります。これは、か代表的なもの、左表のとおりです。

なお、扶養義務者から生活費や教育費に充てるために必要に応じてその都度贈与を受けた財産など一定のものは、贈与税の非課税財産とされています。

このような場合にも贈与税が

親などから借金をしたとき

「あるとき払いの催促なし」とか、将来返せるようになったら返すという「出世払い」のような借金は、実質的に贈与を受けたことと変わりありませんので、贈与があるとされます。



財産の名義を変更したとき

親の土地や家屋を無償で子の名義に変えたり、夫の株式を無償で妻の名義に変えたりしたときは、贈与があったものとされます。



買入れた財産を他人名義にしたとき

親が買入れた土地や家屋を子の名義で登記したり、夫が買った株式を妻の名義にしたときは、贈与があったものとされます。



子や妻の名義で預金したとき

親や夫の収入金を子や妻の名義で預金をしたときは、贈与があったものとされます。



共働きの夫婦が住宅を買ったとき

夫が妻の収入金で住宅を買ったときは、妻が夫の収入金で住宅を買ったときは、贈与があったものとされます。



夫婦間で、居住用不動産の贈与があったときは、贈与税の申告をすれば基礎控除の六十万円のはかに最高二十万円の配偶者控除が受けられます。

▼贈与税の計算

贈与税は次の算式により計算します。

$$\text{贈与税額} = (\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率}$$

基礎控除 (60万円)

その年に贈与を受けた財産の価額の合計額

夫婦間で、居住用不動産の贈与があったときは、贈与税の申告をすれば基礎控除の六十万円のはかに最高二十万円の配偶者控除が受けられます。

▼贈与税の計算

贈与税は次の算式により計算します。

$$\text{贈与税額} = (\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率}$$

基礎控除 (60万円)

その年に贈与を受けた財産の価額の合計額

贈与税の配偶者控除

夫婦間で、居住用不動産の贈与があったときは、贈与税の申告をすれば基礎控除の六十万円のはかに最高二十万円の配偶者控除が受けられます。

お年寄り本人には 公的年金等控除更にアップ!

お年寄りや障害者など社会的に弱い立場にある方に対しては、財政支出の面で社会保障を充実する一方、税金の面でも様々な特典が設けられています。今回は、その中のお年寄りに対する特典について、ご説明します。

① 公的年金等控除

年齢が六十五歳以上で、所得金額が一定以下の場合には、老年控除として五十万円の所得金額から差し引くことができます。

② 公的年金等控除

国民年金などの公的年金や恩給は、雑所得として所得税の課税対象となります。この所

公的年金等控除額

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額(A)	控除額
65歳以上	260万円未満	140万円
	260万円以上460万円未満	(A)×25%+75万円
	460万円以上820万円未満	(A)×15%+121万円
	820万円以上	(A)×5%+203万円
65歳未満	130万円未満	70万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+37.5万円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+78.5万円
	770万円以上	(A)×5%+155.5万円

お年寄りを 扶養している人

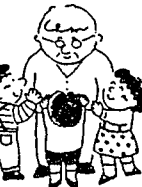
配偶者控除や扶養控除の対象となるお年寄りが、七十歳以上の場合は、通常より多い控除額が差し引かれます。

① 老人の配偶者控除

通常の三十五万円に代えて四十五万円が差し引かれます。

② 老人の扶養控除

通常の三十五万円に代えて四十五万円が差し引かれます。なお、



贈与税の一般的な計算例

例えば、父から200万円と祖父から100万円の合計300万円の贈与を受けた場合は、次のように税額を計算します。

(贈与を受けた財産の価額の合計額) (基礎控除) (課税価格)

(200万円+100万円) - 60万円 = 240万円

(課税価格) (税率) (控除額) (贈与税額)

240万円 × 30% - 28万5千円 = 43万5千円

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
100万円以下	10%	—	800万円以下	45%	93.5万円
120万円	15%	5万円	1,200万円	50%	133.5万円
150万円	20%	11万円	2,000万円	55%	193.5万円
200万円	25%	18.5万円	3,000万円	60%	293.5万円
300万円	30%	28.5万円	7,000万円	65%	443.5万円
400万円	35%	43.5万円	7,000万円超	70%	793.5万円
600万円	40%	63.5万円			

税金トピックス 高齢化社会と税の役割

日本は今、世界に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、二十一世紀には、六十五歳以上のお年寄りが全人口の約二割を占めると予測されています。それに伴って、財政から支出する年金や医療費、老人福祉費などは、今後更に増加すると見込まれます。

これらの財源は、私たち国民以外から求めるわけにはいきません。このため税金の持つ役割は、ますます重要なものになってきています。

して、差し引いて計算する場合、マル優や郵便貯金などの利子については、次のとおり非課税となっています。

お年寄りに対する利子の非課税制度

種類	非課税限度額	内容
マル優	300万円	銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など
特別マル優	300万円	利付国債、公募地方債など
郵便貯金	300万円	

